第２問

株式会社Ａは、鉄鋼の製造等を行っている会社である。また、その定款には、「鉄鋼の製造及び販売並びにこれに附帯する事業」が目的であると定められている。

そのような株式会社Ａが、Ｂ党との間で、株式会社ＡがＢ党に政治資金を寄付する旨の合意をした（以下「本件政治献金」という。）。

税理士会Ｃは、非営利法人である。また、税理士会に関する法令において、「税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部……及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」が目的であると定められている。さらに、税理士は税理士会に入会が強制されるとの定め、脱退の自由を実質的に認めない旨の定めもある。

そのような税理士会Ｃが、政治団体Ｄとの間で、税理士会Ｃが政治団体Ｄに金員を寄付する旨の合意をした（以下「本件金員寄付」という。）。

労働金庫Ｅは、法人である。また、労働金庫に関する法令において、「労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資すること」が目的であると定められている。さらに、労働金庫の会員に対する貸付けのみを認める旨の定めもある。

そのような労働金庫Ｅが、会員でないＦとの間で、労働金庫ＥがＦに金銭を貸し付け（以下「本件貸付」という。）、それを担保するためにＦの所有する甲土地に抵当権を設定する旨の合意をし（以下「本件抵当権設定契約」といい、これにより設定された甲土地についての抵当権を「本件抵当権」という。）、その旨の登記をした。なお、本件貸付の際、Ｆは、労働金庫Ｅの会員であるとの虚偽の情報を作成して貸付けを受けていた。

〔設問〕以下の小問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。なお、各小問は独立したものとする。

(1)　Ｂ党が株式会社Ａに対して本件政治献金の支払を請求した場合、当該請求を拒むため、株式会社Ａは本件政治献金が無効であると主張することができるか。

(2)　政治団体Ｄが税理士会Ｃに対して本件金員寄付の支払を請求した場合、当該請求を拒むため、税理士会Ｃは本件金員寄付が無効であると主張することができるか。

(3)　Ｆは、労働金庫Ｅに対して抵当権設定登記抹消登記請求をするに当たり、本件抵当権は無効であると主張することができるか。

第１　小問(1)

※本問は、最大判昭45.6.24を素材とする。

34条を前提に、法人学説（法人の本質）、「目的の範囲」（34）外の行為の効力、「目的の範囲」（34）の意義・判断基準を問う問題である。

ＡはＢに対し34条を根拠に本件政治献金は無効であると主張することが考えられるだろう。したがって、34条に沿って検討すればよい。

同条のうち、「目的の範囲内」・外の行為に関して、本件政治献金の該当性が問題となる（論点 法人学説（法人の本質） 論旧H7-2、論点「目的の範囲」（34）外の行為の効力、論点「目的の範囲」（34）の意義・判断基準）。

総合 13頁　論証 1 頁
総合 14頁　論証 2 頁
総合 14頁　論証 2 頁

上記素材判例は、「目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要であったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならない」とした上、該当性について、「会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。」

「以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様」とする。解答例もそれを踏まえたものとなっている。

「目的の範囲内」の行為に当たらない（「目的の範囲」外の行為に当たる）場合、Ａの主張が認められる。

第２　小問(2)

※本問は、最判平8.3.19【百選Ⅰ６】を素材とする。

小問(1)と同じ項目を問う問題である。

ここで、会社以外の法人の場合、「目的の範囲」が厳格に解されることがあると指摘される。上記素材判例も、「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善

進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員の行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の前記のような監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない……。」

「税理士会は、以上のように、会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。……そして、……法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。……政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである」とする。解答例もそれを踏まえたものとなっている。

「目的の範囲内」の行為に当たらない場合、Ｃの主張が認められる。

第３　小問(3)

※本問は、最判昭44.7.4【百選Ⅰ80】を素材とする。

小問(1)、(2)と同じ項目、抵当権の付従性を問う問題であるが、上記素材判例は、「上告人は自ら虚無の従業員組合の結成手続をなし、その組合名義をもって訴外労働金庫から本件貸付を受け、この金員を自己の事業の資金として利用していたというのであるから、仮りに右貸付行為が無効であったとしても、同人は右相当の金員を不当利得として訴外労働金庫に返済すべき義務を負っているものというべく、結局債務のあることにおいては変りはないのである。そして、本件抵当権も、その設定の趣旨からして、経済的には、債権者たる労働金庫の有する右債権の担保たる意義を有するものとみられるから、上告人としては、右債務を弁済せずして、右貸付の無効を理由に、本件抵当権ないしその実行手続の無効を主張することは、信義則上許されない」とする。解答例もそれを踏まえたものとなっているが、まずは本件貸付が「目的の範囲内」の行為に当たるかを検討した上で、一般条項である信義則の観点からの検討をする構成をとっている。

なお、上記素材判例は、「労働金庫法が……その事業の範囲を明定し、……その会員の福利共済活動の発展およびその経済的地位の向上を図ることを目的としていることに鑑みれば、労働金庫におけるいわゆる員外貸付の効力については、これを無効と解する」としている。

■ 答案構成

第１　小問(1)

１　Ａ⇒Ｂ　本件政治献金は無効と主張、34条

↓

２「法人」

↓

３「目的の範囲内」の行為の意義・判断基準

↓

あてはめ

↓

４　Ａの主張認められない

第２　小問(2)

１　Ｃ⇒Ｄ　本件金員寄付は無効と主張、34条

↓

２「法人」

↓

３「目的の範囲内」のあてはめ

↓

４　Ｃの主張認められる

第３　小問(3)

１　Ｆ⇒Ｅ　本件貸付は無効と主張、34条、本件抵当権は無効と主張、抵当権の付従性

↓

２「法人」

↓

「目的の範囲内」のあてはめ

↓

本件貸付は無効と主張認められる

↓

３　Ｆ自らが本件抵当権の無効原因作出、結局金銭の返還義務負う、経済的には同義務も担保する意義を有する

↓

本件抵当権は無効と主張認められない、信義則（１Ⅱ）

↓

４　Ｆの主張認められない

MEMO

1頁
第１　小問(1)
１　株式会社Ａは、Ｂ党に対し、民法（以下、法令名省略。）３４条を根拠に、本件政治献金は無効であると主張することができるか。
２　株式会社Ａは「法人」に当たる（会社法３条）。
３　本件政治献金は「目的の範囲」外の行為（３４条）に当たるか。
　法人に権利能力が認められるのは法人が社会的実在であることにあるから、３４条は法人の権利能力を制限する規定であると解する。したがって、「目的の範囲」外の行為は、絶対無効であると解する。また、絶対無効である以上、「目的の範囲内」の行為とは、定款の事業目的のみならず、それを遂行するのに必要な行為も含むと解する。さらに、目的遂行に必要か否かは、行為の客観的な性質に即して抽象的に判断すべきであると解する。
　本件では、まず、株式会社Ａの定款には「鉄鋼の製造及び販売並びにこれに附帯する事業」が目的であると定められている。つまり、本件政治献金は、当該目的を遂行するのに直接必要な行為とはいえない。次に、本件政治献金を含む寄付は、会社に社会通念上、期待・要請されるものであるといえる。また、会社としての円滑な発展を図る上で相当の価値と効果が認められるものともいえる。つまり、本件政治献金は、上記目的を遂行するのに間接的に必要な行為といえる。
　したがって、本件政治献金は「目的の範囲」外の行為に当たらない。

2頁
４　よって、株式会社Ａは、Ｂ党に対し、本件政治献金は無効であると主張することができない。
第２　小問(2)
１　税理士会Ｃは、政治団体Ｄに対し、３４条を根拠に、本件金員寄付は無効であると主張することができるか。
２　税理士会Ｃは「法人」に当たる。
３　本件金員寄付は「目的の範囲」外の行為に当たるか。
　本件では、まず、税理士会に関する法令において、「税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部・・・及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」が目的であると定められている。つまり、本件金員寄付は、当該目的を遂行するのに直接必要な行為とはいえない。
　次に、たしかに、株式会社Ａと同様、税理士会Ｃも法人である。しかし、税理士会Ｃの目的は、上記のとおり、法令で定められている。つまり、税理士会Ｃは、法令に反しないように監督を受ける法人であるといえる。また、税理士は税理士会に入会が強制されるとの定め、脱退の自由を実質的に認めない旨の定めもある。つまり、税理士会Ｃの会員には、様々な思想・信条・主義・主張を有する者が存在するといえる。そして、政治団体に金員を寄付するか否かは、会員各自の思想・信条・主義・主張に基づいて自主的に決定すべき事柄といえる。つまり、本件金員寄付は、上記目的を遂行するのに間接的に必要な行為ともいえない。

3頁

したがって、本件金員寄付は「目的の範囲」外の行為に当たる。

4　よって、税理士会Cは、政治団体Dに対し、本件金員寄付は無効であると主張することができる。

第3　小問(3)

1　Fは、Eに対し、本件貸付は34条を根拠に無効であると主張し、したがって、抵当権の付従性を根拠に本件抵当権は無効であると主張することができるか。

2　労働金庫Eは「法人」に当たる。

本件貸付は「目的の範囲」外の行為に当たるか。本件では、労働金庫に関する法令において、「労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資すること」が目的であると定められている。また、労働金庫の会員に対する貸付けのみを認める旨の定めもある。さらに、本件貸付の際、Fは、労働金庫Eの会員であるとの虚偽の情報を作成して貸付を受けていた。つまり、本件貸付は、労働金庫Eの会員以外への貸付として、上記目的を遂行するのに直接必要な行為とも間接的に必要な行為ともいえない。したがって、本件貸付は「目的の範囲」外の行為に当たる。

よって、本件貸付は無効であるとの主張は認められる。

3　そうすると、本件抵当権も無効であると主張することもできそうである。

しかし、本件貸付の際、Fは、労働金庫Eの会員であるとの虚偽

4頁

の情報を作成して貸付を受けていた。つまり、F自らが本件抵当権の無効原因を作り出したといえる。また、Fは、労働金庫Eに対し、121条の2第1項に基づく原状回復義務として、本件貸付を返還する義務を負う。つまり、結局金銭の返還義務を負うといえる。さらに、本件抵当権は、本件貸付における金銭の返還義務を担保するためのものである。つまり、経済的には、上記原状回復義務としての本件貸付を返還する義務を担保する意義も有するといえる。

したがって、本件抵当権が無効であるとの主張は、信義則（1条2項）上許されないというべきである。

4　以上より、Fは、本件抵当権は無効であると主張することができない。

以上

MEMO